

合併処理浄化槽をご使用の皆様へ

維持管理費の補助制度をご利用ください

市では、合併処理浄化槽の維持管理が適正に行われ、その性能が十分に発揮されるよう、新たに維持管理費の補助制度を設け、合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理による生活排水処理の向上を図ります。

1 対象となる区域は

公共下水道供用開始区域及び農業集落排水処理区域を除く市内全域です。

2 申請ができる方は

一般住宅に設置されている合併処理浄化槽（10人槽以下）を適正に維持管理している市民です。

※ 維持管理とは、浄化槽法に基づく
保守点検、清掃及び法定検査（第7条検査
又は第11条検査）です。



3 補助の金額 年12,000円

4 補助の期間及び回数

平成30年度から平成39年度まで（10年間）に初回の補助金交付申請があった浄化槽に対して、初回の申請の年度から10年間（年1回、最大10回）補助します。

5 補助の対象及び申請の時期

管理年度（保守点検業者との維持管理契約の1年間の期間）の維持管理費に対して補助します。管理年度の末日から3か月以内に申請してください。

なお、初回申請以降も管理年度の満了の都度、3か月以内に申請してください。

※ **管理年度の末日が、平成30年4月1日以降**の維持管理費が対象です。

6 申請に必要なもの

- 維持管理（保守点検）の契約書など（管理年度が分かるもの）※初回及び変更時のみ
- 管理年度に受検した法定検査（第7条検査又は第11条検査）の検査結果書（判定結果が「不適正」でないもの）
- 管理年度の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）に要した費用が分かるもの（領収書や引き落としの通帳など）
- 市税完納証明書又は納税証明書（申請書の下欄の同意書により、市税等収納状況の確認に同意する場合は不要）
- 認印（シャチハタでないもの）
- 補助金交付申請書（市下水道施設課備え付け）
- 補助金請求書（市下水道施設課備え付け）
- 補助金の振込みを希望する口座の通帳（本人の口座）

7 補助金の交付

申請書類の審査後に、市から「補助金交付決定通知書」を送付します。その後、口座に補助金が振り込みになります。（※申請から振込みまでは約2か月かかります）